

○観音寺市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱

令和5年3月31日告示第64号

観音寺市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理についての意識の高揚を図るとともに、飼い主のいない猫の不必要な繁殖、環境被害等を防止するため、予算の範囲内において飼い主のいない猫の不妊又は去勢手術（以下「手術」という。）に係る費用の一部を補助することに関し、観音寺市補助金等交付規則（平成18年観音寺市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者又は団体（観音寺市地域猫活動支援事業補助金交付要綱（令和5年観音寺市告示第63号）第1条の地域猫活動グループを除く。以下同じ。）とする。

- (1) 個人にあつては市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記録されている者、団体にあつては県内に事業及び活動の拠点を有する団体であること。
- (2) 個人にあつては当該個人が、団体にあつては当該団体の代表者が本市の市税を滞納していない者であること。
- (3) 次条に規定する補助対象の猫を保護し、かつ、手術を受けさせた者又は団体であること。

2 前項の規定にかかわらず、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条第1項に規定する第一種動物取扱業を営む者又はその者が代表者である団体は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象の猫)

第3条 補助の対象となる猫は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。ただし、この要綱による補助金と同様の趣旨の補助金等を受けた、又は受ける見込みである猫は、対象としない。

- (1) 市内において保護されていること。

(2) 飼い主のいない猫であること。

(3) 獣医療法（平成4年法律第46号）第3条に規定する届出を行った診療施設で手術を受けていること。

(4) 手術済みであることを識別するために、その耳の一部を切り取っていること。

(5) 手術後は、保護した場所に戻すこと。

（補助金の額等）

第4条 補助の対象となる経費は手術に要した経費とし、補助金の額は猫1匹につき10,000円又は当該手術に要した費用のいずれか少ない方の額とする。

2 補助金の交付は、同一年度において個人にあつては1人につき5匹、団体にあつては1団体につき10匹までとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、手術を実施する前に、観音寺市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 手術を受けさせる猫の生息する地域を示した地図

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があつたときは、審査の上、補助金交付の可否を決定し、観音寺市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、手術、手術済みであることを識別するための措置等（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は中止しようとするときは、観音寺市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金変更（中止）申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の実施）

第8条 補助事業者は、当該交付決定のあつた日から起算して60日以内に補助事業を実施

しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、完了の日から起算して30日以内に、観音寺市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 領収証（手術の費用及び手術を行った日を確認することができるもの）

(2) 耳の一部を切り取ったことが分かる写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、観音寺市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、観音寺市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を求めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

観音寺市長 宛て

住 所

氏 名 (※)

生年月日 年 月 日

電話番号 ()

(団体にあっては、所在地、名称、代表者氏名等)

(※)本人(代表者)による署名に代えて、記名押印することもできます。

観音寺市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付申請書

観音寺市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金の交付を下記のとおり申請します。

なお、この申請に当たり、動物病院への確認、私の住所、世帯及び市税の納付状況を調査することについて同意します。

記

1 補助申請額 円

2 手術を受けさせる猫

性別	毛色	その他特徴	生息場所
			観音寺市
			観音寺市

3 飼い主がいない猫とする根拠（あてはまる項目に☑をつけてください）

☐ 首輪がない☐ 見かけてから 1 か月以上経過し、常に住みついている☐ 生まれたときから知っている☐ その他 ()

4 添付書類

(1) 誓約書（様式第 2 号）

(2) 手術を受けさせる猫が生息する地域を示した地図

(3) その他市長が必要と認める書類

観音寺市長 宛て

住 所

氏 名 (※)

生年月日 年 月 日

電話番号 ()

(団体にあっては、所在地、名称、代表者氏名等)

(※)本人(代表者)による署名に代えて、記名押印することもできます。

誓約書

観音寺市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を申請するに当たり、下記のとおり誓約します。

記

- 1 手術する猫は、観音寺市内に生息する飼い主のいない猫です。
- 2 手術する猫は、申請者の責任で捕獲し、動物病院へ持ち込みます。
- 3 手術する猫に対して、手術済みであることがわかるように片方の耳先にV字カットを施します。
- 4 動物病院の獣医師が手術済みであると認める場合や、その他の理由により手術を行わないこととした場合は、獣医師の決定に従い、要した費用については、申請者が全額を負担します。
- 5 手術の実施及び実施後に、住民等のトラブルや問題が生じた場合は、申請者の責任において誠意をもって対応し、問題解決に努めます。

第 号
年 月 日

様

観音寺市長



観音寺市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった観音寺市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金については、下記のとおり決定したので、観音寺市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 交付する

交付決定額 円

2 交付しない

（理由）

年 月 日

観音寺市長 宛て

住 所

氏 名 (※)

生年月日 年 月 日

電話番号 ()

(団体にあっては、所在地、名称、代表者氏名等)

(※)本人(代表者)による署名に代えて、記名押印することもできます。

観音寺市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金変更（中止）申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた観音寺市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、観音寺市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱第7条の規定により、申請します。

記

1 区分 変更 ・ 中止

2 内容および理由

観音寺市長 宛て

住 所

氏 名 (※)

生年月日 年 月 日

電話番号 ()

(団体にあっては、所在地、名称、代表者氏名等)

(※)本人(代表者)による署名に代えて、記名押印することもできます。

観音寺市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた観音寺市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金について、手術が完了したので、観音寺市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 手術が完了した猫

性別	毛色	その他特徴	生息場所	手術年月日
			観音寺市	
			観音寺市	

3 添付書類

- (1) 領収証（手術の費用及び手術を行った日を確認することができるもの）
- (2) 耳の一部を切り取ったことが分かる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

観音寺市長



観音寺市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった観音寺市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金について、下記のとおり額を確定したので、観音寺市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱第10条の規定により、通知します。

記

補助金額 金 円

観音寺市長 宛て

住 所

団 体 名

氏 名

印

観音寺市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付請求書

観音寺市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金について、観音寺市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

(振込口座)

金融機関名	
支店(所)名	本店 支店 支所 出張所
口座種別	普通 当座
口座番号	
口座名義人 (※)	(フリガナ)

(※) 振込先は申請者名義の口座を記入してください。